

通常実施権等に係る登録制度の現状と課題について

平成 19 年 7 月

特 許 庁

1. 登録制度の現状

(1) 基本的考え方

特許法上、特許権の利用権としては、専用実施権（特許法第 77 条第 1 項）と通常実施権が認められている。このうち特許権者又は専用実施権者の許諾による通常実施権（同法第 78 条第 1 項）については、当事者の意思のみで効力が発生するが、これを第三者に対抗するためには、特許原簿に登録をすることが必要である（同法第 99 条第 1 項）¹。

すなわち、通常実施権者（ライセンシー）は、上記登録をしておけば、当該通常実施権の許諾者（ライセンサー）が対象権利を譲渡した場合等においても、新権利者等の第三者に通常実施権に対抗することができる。また、平成 16 年の破産法改正により、「使用及び収益を目的とする権利を設定する契約」について、当該権利につき登記、登録その他の対抗要件を備えている場合には、破産管財人の契約解除権が制限されている（破産法第 56 条第 1 項）。したがって、通常実施権許諾者が破産した場合であっても、通常実施権について特許庁に登録されていれば、破産管財人によってライセンス契約が解除されることはない。

(2) 通常実施権登録制度の概要

通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限については、特許庁に備える特許原簿に登録番号ごとに登録され（特許法第 27 条）特許原簿の証明や謄本等の交付や閲覧等（同法第 186 条）を通じて、登録事項は一般に開示される。特許原簿に一定の事項を登録するのは、特許権等権利の状態を一般公衆に公示し、また登録事項が真正であることを推定させる機能を営むものであるから、その閲覧を許し、謄本の請求に応ずること等は当然必要な事項で

¹ 特許法上、通常実施権としては、許諾による通常実施権のほか、裁定実施権及び法定実施権がある。法定実施権については、登録をしなくても特許法第 99 条第 1 項の効力を有するとされ（同法第 99 条第 2 項）裁定実施権については登録が対抗要件であるが（同法第 99 条第 1 項）職権で登録される（特許登録令第 16 条第 5 項）。以下においては、特にことわらない限り、許諾による通常実施権について述べることとする。なお、専用実施権については登録しなければ、効力を生じない（特許法第 98 条第 1 項第 2 号）。すなわち、登録が効力発生要件である。

あると考えられている²。

登録申請書の必要的記載事項としては、通常実施権者及び許諾権者（特許権者）通常実施権の範囲（地域、期間及び内容）対価の額や支払の方法、支払時期の定め等の事項が定められており（特許登録令第45条第1項、特許登録令施行規則第10条第4項）同記載事項が一般に開示されることとなる。

登録の手続は、原則として、通常実施権者と通常実施権許諾者の共同申請による必要がある（特許登録令第18条）

また、登録の効果としては、上述のとおり、通常実施権を第三者に対抗できることとなるほか（特許法第99条第1項）無効審判の通知がなされる（同法第123条第4項）等の特許法上の効果が生ずる³。

（3）通常実施権登録制度の利用状況

我が国に存在する特許権に係る通常実施権の総数は、未登録のものも含め約10万件と推計される（特許庁平成18年「知的財産活動調査報告書」）。特許権に係る通常実施権の現存登録件数は1315件（平成18年特許庁調べ）であるから、これらの数値から試算すると、特許権の通常実施権のうち登録がなされているものは1%程度に過ぎないと推計される【図2-1参照】。

このように通常実施権の登録割合が高くない理由としては、以下のような点が指摘されている【図2-2参照】。

- 登録をしていなくても、ライセンス契約が打ち切られて権利行使（差止・損害賠償請求）を受けるおそれがないため、登録をする必要がない。
- 現行の登録制度では対価についても登録することになっているが、通常のライセンス契約ではノウハウの提供なども含めて対価（ライセンスフィー）を決定しており、通常実施権のみの対価の額は算定していないことも多い。そのため、通常実施権の対価が明らかでなく、登録申請書に記載することができない。
- ライセンスを受けているという事実から、自社の商品開発動向が他者に知られてしまう可能性があり、ライセンス契約の内容や存在自体を秘密にしておきたいというニーズがある。

² 特許庁編『工業所有権法逐条解説』490頁（発明協会、第16版、2001年）

³ 特許無効審判の請求の通知のほかにも、延長登録出願の拒絶事由（特許法第67条の3第1項第2号）中用権（同法第80条第1項第3号）不実施裁定実施権の裁定の請求書の副本送達（同法第84条）不実施裁定実施権の裁定の謄本送達（同法第87条第1項）延長登録の無効事由（同法第125条の2第1項第2号）について、特許法上規定されている。

- 出願中の権利やノウハウ（営業秘密）については登録できない。
- 手続きが煩雑である（出願中の権利のライセンス契約については権利化後に改めて登録する必要がある等の指摘がある）。
- 通常実施権者からの再実施権（サブライセンス）の登録ができない。
- 共同申請が前提となっているが、通常実施権許諾者に登録協力義務がないため、その協力を得られない場合は登録することができない（登録なくして通常実施権者を保護する制度を採用している国（アメリカ・ドイツ等）の企業との契約の場合に相手方企業からの協力を得られないこともあり得る）。
- 包括的ライセンス契約では、契約において特許番号による特定をしていないため、特許番号ごとの登録が前提である特許法の登録制度を利用することができない。
- 多数の通常実施権を登録しようとする場合には登録免許税が高額となる⁴。

2．登録制度の見直しの必要性

（１）我が国企業の経営戦略におけるライセンスの重要性の高まり

現在、我が国産業競争力の強化のため、知的創造サイクルの加速化が求められており、知的財産を単に権利化して保護を図るだけでなく、企業経営等において有効に活用していくことが必要である。すなわち、権利者は権利を取得した技術を全て自ら事業化する必要はなく、技術によっては自社では実施せずに他社にライセンス供与することで、事業化リスクを分散しつつ直接収益を上げて、特許権等を有効活用することも一つの重要な経営戦略である。

また、近年、一つの事業に多くの技術が必要となる産業分野においては、技術の内容が複雑化・高度化してきている中で、自社の研究開発のみで事業に必要な全ての技術をまかなうことは現実的・効率的ではなく、むしろ自社が得意とする研究開発分野に経営資源を集中的に投資し、それ以外の技術については第三者からライセンスを受けるといった研究開発の選択と集中が重要となっている。

このように、ライセンスは、企業の経営戦略上、その重要性が高まっている。

⁴ 通常実施権登録に係る登録免許税は、特許権にかかる通常実施権の設定又は保存の登録の場合、通常実施権一件につき１万５千円とされている（登録免許税法第９条・別表第１の１３）

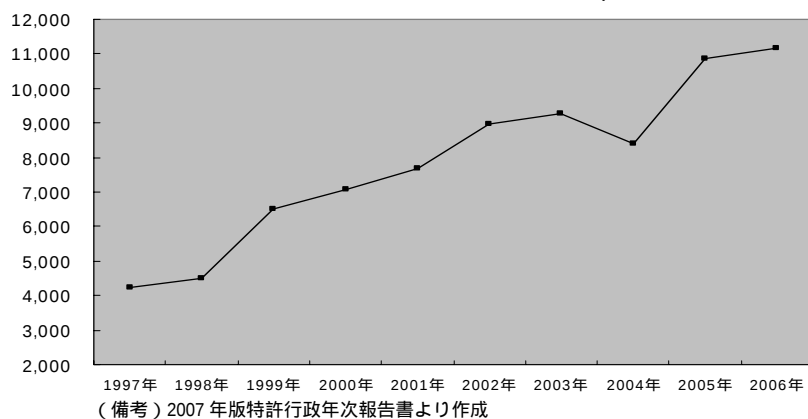
(2) 我が国企業を取り巻く経営環境の変化

近年、企業間の国際的な競争が激化する中で、企業価値を高め、業界での生き残りを図るために、企業戦略として、国境を超えた企業の合併・買収（M & A）や会社分割等の企業組織再編を行うケースが増えている。それに伴い、知的財産を含めた事業譲渡や事業の廃止が増えており、特許権の第三者への移転が増加している。

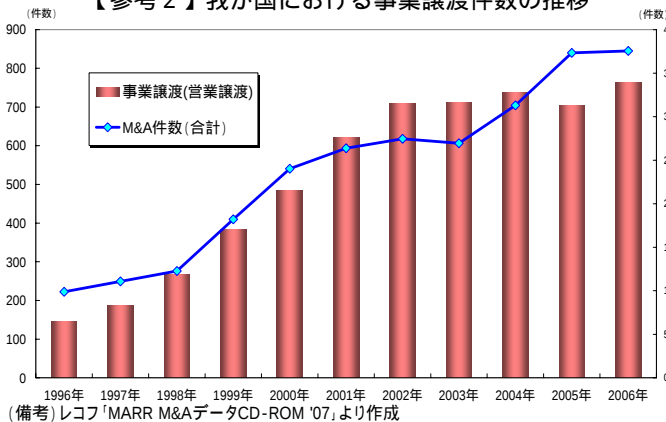
このような中、仮に従前からライセンスの供与を受けて事業を行っていた者が新権利者からそのライセンスの供与を受けられなくなった場合には、研究開発や事業活動が継続できず、事業計画の大幅な変更を強いられたり、企業経営が立ち行かなくなるという事態に陥る。

このように、特許権の移転の増加に伴い、ライセンスを受けて事業を行っている者の事業継続リスクが潜在的に高まっていると考えられる。

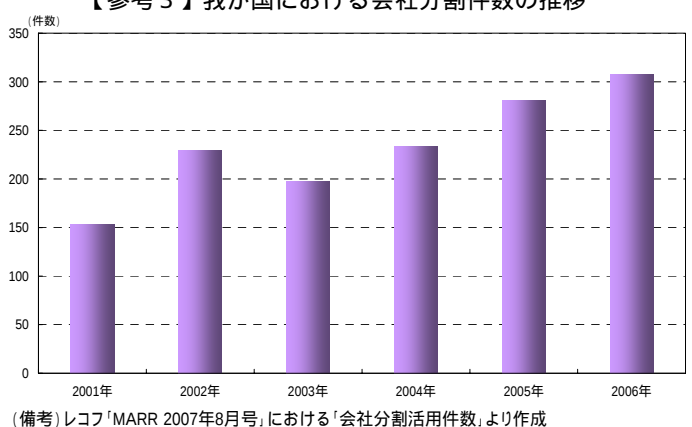
【参考1】特許権の移転（相続・合併以外）件数の推移



【参考2】我が国における事業譲渡件数の推移



【参考3】我が国における会社分割件数の推移



(3) 登録制度の重要性と見直しの必要性

以上のような現代社会におけるライセンスの重要性と企業を取り巻く経営環境の変化を踏まえれば、ライセンス契約に基づく研究開発や事業を継続できるという企業経営の安定性を確保するための制度的インフラとして、通常実施権等に第三者対抗力を具備させる登録制度の果たす役割はますます重要となっている。しかしながら、現行の登録制度は必ずしも十分に活用されていないのが現状である。

そこで、このような経済社会の変化に対応し、ライセンス契約に基づく事業活動の安定性を確保することにより、企業の戦略的な研究開発活動や知的財産の有効活用を促進し、我が国産業競争力の強化に資するため、通常実施権等の登録制度について見直しを行うことが必要不可欠である。

(参考) 特定通常実施権登録制度について

上述の「包括ライセンス契約では特許番号ごとの登録が前提である特許法の登録制度を利用できない」との問題に対応するため、今年の通常国会において成立した「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」において、現行の特許法等における登録制度と併存する形で、包括ライセンス契約における通常実施権の登録制度が創設された。

同制度では、許諾対象となる権利の全てを特許番号又は実用新案登録番号で特定しているもの以外の契約により許諾された通常実施権を登録の対象とし、第三者対抗力を具備させるものである。また、通常実施権の内容及び実施権者の名称等は一般には開示せず、開示請求権者は登録当事者等の利害関係人に限定するという段階的開示制度を採用している。

本制度は、法律の公布（平成19年5月11日）から起算して一年六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとされている。